

一時預かり保育料基準額表 (公立認定こども園の場合)

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		一時預かり保育料日額(円)				
階層	定義	乳児	1.2歳児	3歳児	4歳以上	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	市民税非課税世帯	450	450	300	300	
第3階層	市民税所得割非課税世帯	600	600	500	500	
第4階層	市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	970	970	820	820
第5階層		48,600円以上 97,000円未満	1,500	1,500	1,300	1,300
第6階層		97,100円以上 133,000円未満	1,900	1,750	1,500	1,320
第7階層		133,000円以上 169,000円未満	2,220	2,000	1,550	1,350
第8階層		169,000円以上 235,000円未満	2,550	2,270	1,600	1,370
第9階層		235,000円以上 301,000円未満	2,870	2,520	1,650	1,400
第10階層		301,000円以上 397,000円未満	3,200	2,800	1,670	1,420
第11階層	397,000円以上	3,900	3,370	1,750	1,450	

※市外に居住する子ども、淡路市で市民税額が確認できない場合は第11階層を適用します。